

【平成30年4月改訂版】

岩内町公共施設等総合管理計画



—目次—

はじめに	1
1 公共施設等の現状	2
2 人口の現状と課題	6
3 財政の現状と課題	7
4 将来負担コストの課題	9
5 適正管理に関する考え方	11
6 施設類型毎の管理に関する基本的な方針	14

はじめに 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的

本町は、公営住宅や学校など昭和 40 年代から 50 年代に整備した公共施設（建築物）が非常に多く、完成後 30 年以上経過していることから、老朽化が進行しております。こうした公共施設は今後、大規模改修や建替事業を行わなければ、更に老朽化が進行し、安心した施設利用が危惧される中、人口減少が進み厳しい財政状況下においては、全ての公共施設を維持・更新することが難しい状況にあります。

これは、本町に限らず、全国他の自治体においても同様の問題を抱えており、国においては、インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への転換が課題であるとの認識のもと、公共施設等に求められる安全と機能を今後も確保していくための支援を実施していくこととしております。

このため、本町における公共施設等の適切な規模とあり方を検討し、公共施設等のマネジメントを徹底することにより、公共施設等の機能を維持しつつ、可能な限り次世代に負担を残さない効率的・効果的な公共施設等の最適な配置を実現するために、「公共施設等総合管理計画」を策定します。

1 公共施設等の現状

(1) 公共施設（建築物）の状況

本町ではこれまでに行政需要の増大に応じて、小中学校、庁舎、公営住宅などの公共施設、道路や橋梁等のインフラ整備を進めてきました。

平成 27 年度末現在で、岩内町全体の公共施設は全体で 167,076 ㎡となっています。このうち、分類別の延床面積(図 1)をみると、公営住宅の割合が最も多く 59.1%を占め、次いで学校が 15.8%となっています。町民一人当たりの延床面積は 12.8 ㎡で、全国平均の 3.2 ㎡との比較では約 4.0 倍となっています。

本町のこれまでの公共施設の年度別での建築状況をみると、年度別分類別建築状況(図 2)のとおりになります。ここで重要なのが耐震化への対応状況についてです。旧耐震基準とは 1981(昭和 56)年 5 月 31 日までの建築確認で適用された基準をいいます。これに対して、その翌日以降に適用されている基準を「新耐震基準」といいます。

旧耐震基準は、震度 5 強程度までの揺れは建物が倒壊せず、破損したとしても補修することで復旧が可能な構造基準として設定されています。技術的には、建物自重の 20%の地震力を加えた場合に、構造部材に生じる応力が構造材料の許容応用力以下であるかどうかで判断されます。なお、新耐震基準は、震度 6 強～7 程度の揺れでも倒壊しないような構造基準として設定されています。

本町の公共施設においては、旧耐震基準の建築物が 71,695 ㎡で全体の 42.9%、新耐震基準が 95,381 ㎡で同じく 57.1%となっており、旧耐震基準で建築した公共施設については、早い段階での耐震化等への検討が必要です。

また、一般的に建物の大規模改修を行う目安とされる築 30 年以上を経過した建築物の延床面積は 86,174 ㎡と全体の 51.6%を占めており、老朽化が進行しています。これらの施設については、今後長寿命化のための大規模修繕や建て替えの検討が必要になってきます。

地区別の配置状況(図 3)をみると、東山に全体の 25.5%が集中し、次いで、野東の 19.6%となっています。これは、公営住宅を集中的に当該地区へ建築してきたことが要因となっています。

■ 図1 分類別の延床面積

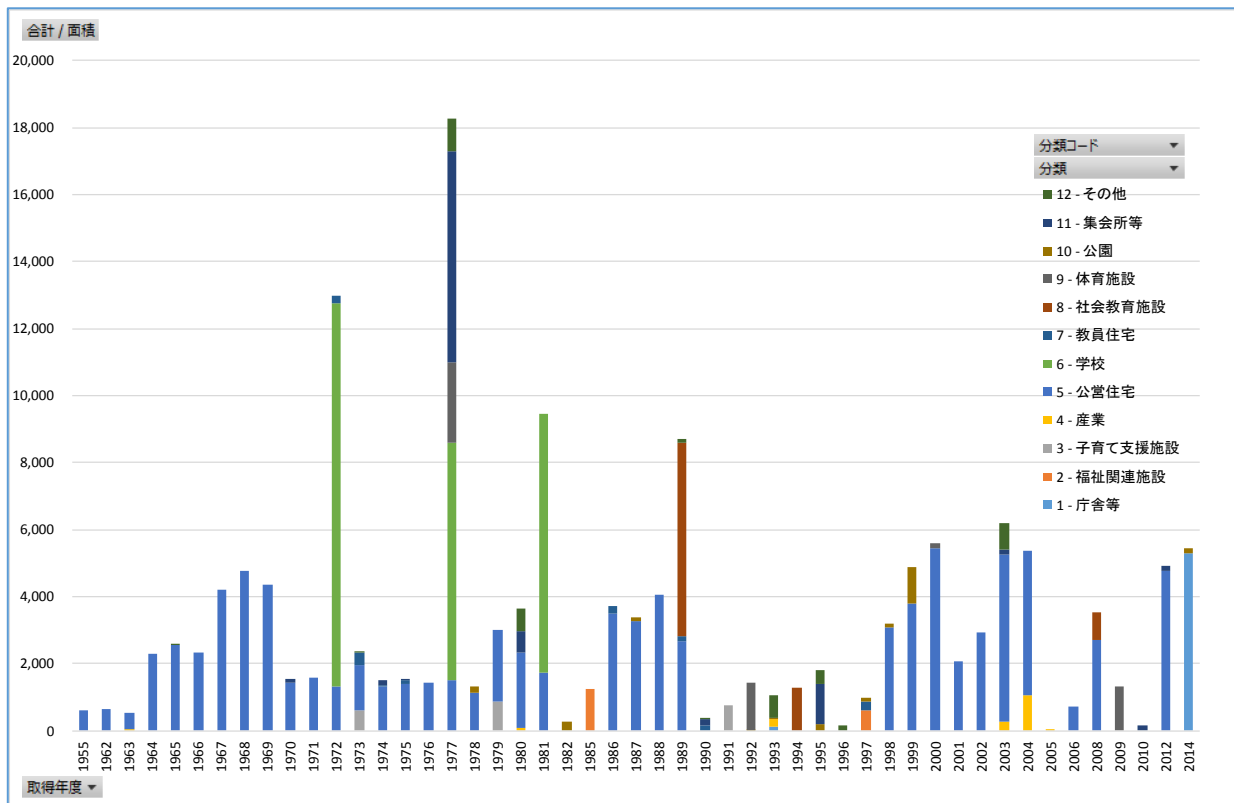
分類コード	分類	延床面積 (㎡)	町民一人当たり 面積 (㎡)	割合 (%)
1	庁舎等	4,276	0.3	2.6
2	福祉関連施設	2,632	0.2	1.6
3	子育て支援施設	2,227	0.2	1.3
4	産業	1,773	0.1	1.1
5	公営住宅	98,665	7.6	59.1
6	学校	26,451	2.0	15.8
7	教員住宅	2,176	0.2	1.3
8	社会教育施設	7,900	0.6	4.7
9	体育施設	5,290	0.4	3.2
10	公園	2,262	0.2	1.3
11	集会所等	9,054	0.7	5.4
12	その他	4,370	0.3	2.6
	合計	167,076	12.8	100.0

※公有財産台帳および固定資産台帳、共済保険台帳より集計

※岩内町人口 13,042人（平成27年国勢調査人口）

■ 図2 年度別分類別建築状況

(㎡)



■図3 地区別の配置状況

地区名	延床面積 (㎡)	割合 (%)
東山	42,693	25.5
大浜	5,599	3.3
万代	8,341	5.0
栄	9,612	5.8
高台	16,987	10.2
御崎	1,125	0.7
清住	3,181	1.9
相生	16,969	10.2
宮園	26,831	16.1
野束	32,783	19.6
敷島内	1,409	0.8
共和町	1,546	0.9
合計	167,076	100.0

※公有財産台帳および固定資産台帳、共済保険台帳より集計

(2) インフラ施設の状況

生活および産業の基盤となるインフラ施設の平成 27 年度末現在の状況は次のとおりです。

①道路

本町が所有し、管理する道路は総延長 124.816km、面積は 1,380.695km²となっています。

②橋梁

本町が所有し、管理する橋梁は 34 橋、延長 434.65m、面積は 4.328 km²となっています。

③公園

本町が所有し、管理する公園は 21 か所、面積は 438,400 m²となっています。

④上水道

上水道の管路については以下の表のとおりです。

種別	延長 (m)
導水管	3,431
送水管	3,101
配水管	108,573
合計	115,105

そのほか、上水道施設は水源地(2 か所)、浄水場(2 施設)、ポンプ場(1 施設)、配水池(1 施設)となっています。

⑤下水道

下水道の管路については以下の表のとおりです。

種別	延長 (m)
コンクリート管	10,032
塩ビ管	56,727
その他	497
合計	67,256

そのほか、下水道施設は岩内・共和下水道管理センター(1 施設)となっています。

⑥河川

本町が管理する河川は 29 河川、103.3km となっています。

⑦港湾

本町が国から管理委託を受けている港湾施設は 58 施設、本町が所有し、管理する港湾施設は 27 施設となっています。

⑧海岸

本町が所有し、管理する海岸保全施設は 1 施設となっています。

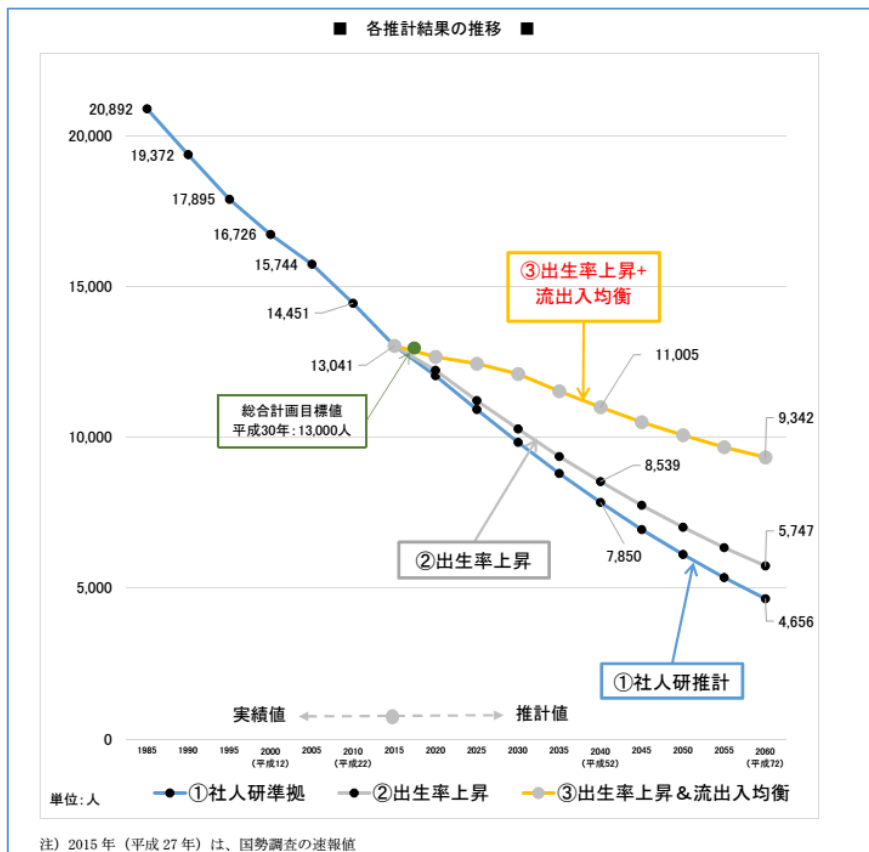
2 人口の現状と課題（岩内町人口ビジョンより）

本町の人口推計（図4）をみると、推計の基準年度となる2010（平成22）年の人口を14,451人としたとき、「①社人研推計」においては、2040（平成52）年で7,850人、2060（平成72）年4,656人となり、2010（平成22）年対比ではそれぞれ54.3%、32.2%となります。

この「①社人研推計」では合計特殊出生率を1.59（本町の実績値）と設定していますが、これを北海道の推計と同様に2030（平成42）年の合計特殊出生率を1.80、2040（平成52）年を2.07と設定したのが「②出生率上昇」であり、この場合2040（平成52）年8,539人、2060（平成72）年5,747人となり、2010（平成22）年対比ではそれぞれ59.1%、39.8%となります。

「③出生率上昇+流出入均衡」は、前述の「②出生率上昇」を基に、現状では人口流出が多く推移している中、2040（平成52）年の段階で「本町全体の流出入の増減なし」として推計したもので、2040（平成52）年には11,005人、2060（平成72）年には9,342人となり、2010（平成22）年対比ではそれぞれ76.2%、64.6%となります。

■ 図4 人口推計 (単位：人)



※人口推計：平成27年度岩内町人口ビジョンより抜粋

3 財政の現状と課題（普通会計）

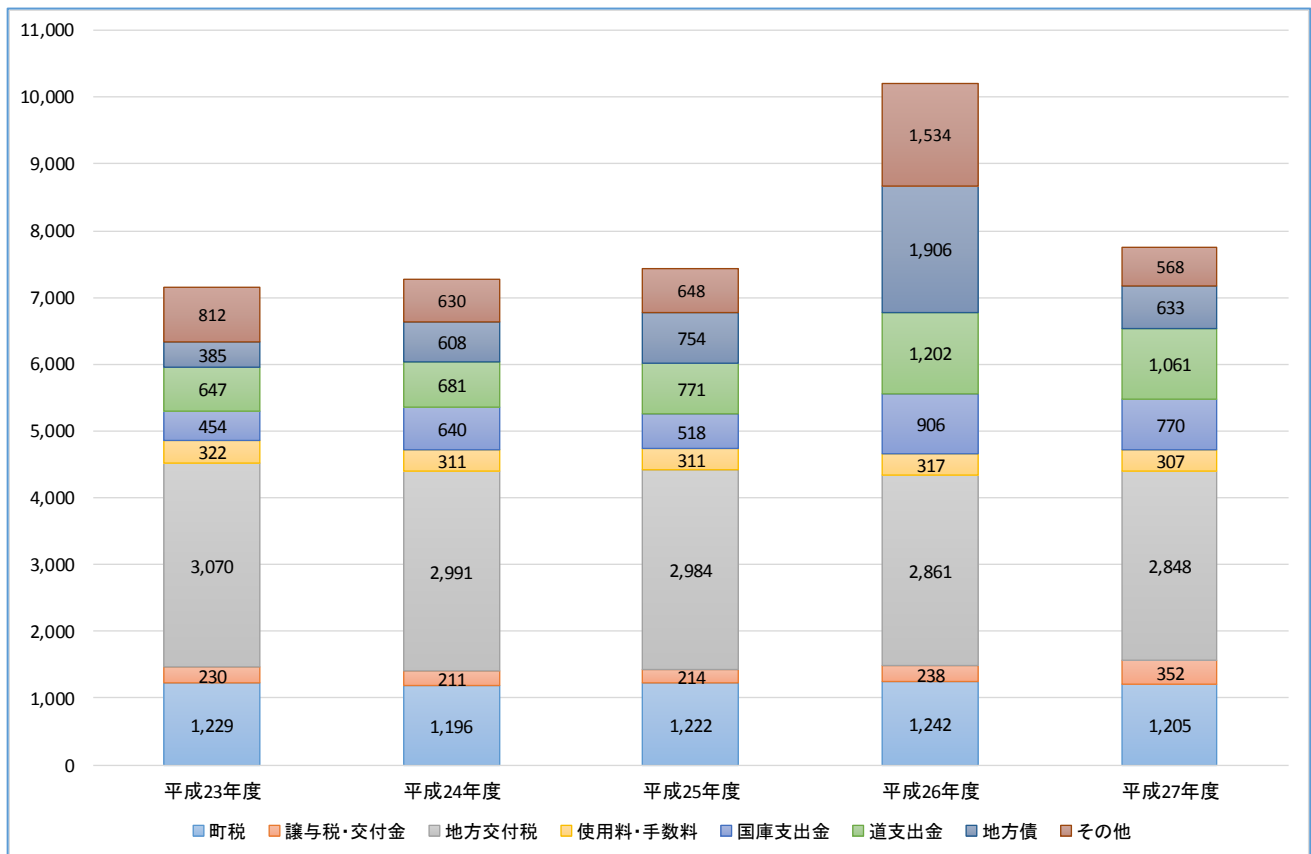
歳入の推移（普通会計）（図5）をみると、根幹となる町税が人口減少や景気の低迷の影響を受け伸び悩んでいる中、歳入の大部分を占める地方交付税も年々減少している状況です。公共施設の建設や改修費用に充てるための地方債の借入は、歳入歳出のバランスや後年度の負担見込みなどを考慮し、計画的に行っています。

歳出の推移（普通会計）（図6）をみると、人件費は職員の年齢構成の影響等により減少傾向にあり、公債費も新規借入の抑制により減少傾向にある一方、社会保障費のうち、特に扶助費は増加傾向にあります。普通建設事業については、平成26年度は役場庁舎建設等のため一時的に多額となりましたが、事業の優先度や各年度の費用のバランスを考慮し計画的に行っています。

自主財源が減少している中、経費節減を図っているものの、扶助費等の増加の影響により歳出を圧縮しきれない状況であり、財政状況は次第に厳しくなっていくことが見込まれます。

■ 図5 歳入の推移（普通会計）

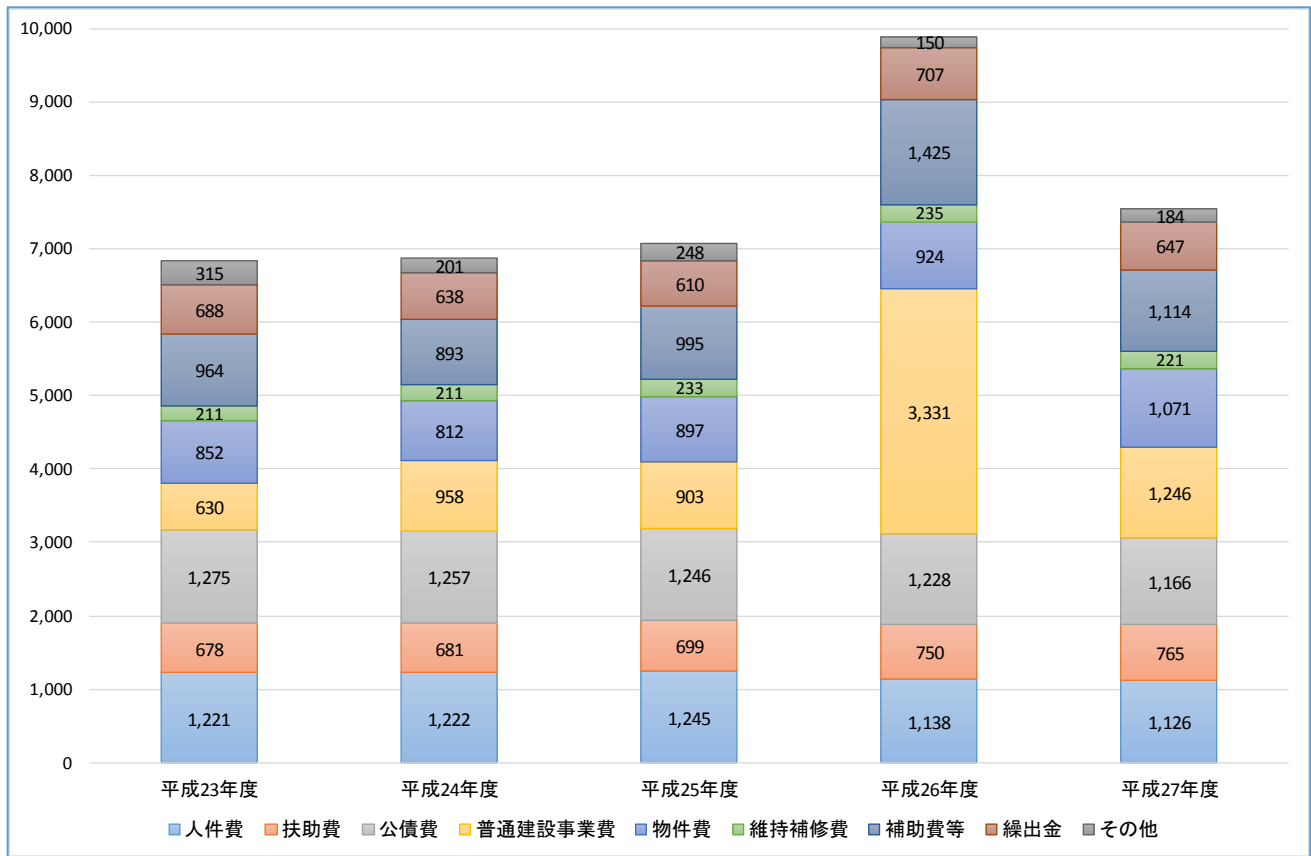
（単位：百万円）



※各年度決算値より集計

■ 図6 歳出の推移(普通会計)

(単位：百万円)



※各年度決算値より集計

4 将来負担コストの課題

本町の公共施設をこのまま全て保有することを前提に更新費用を試算したところ、将来の公共施設等の更新費用（図8）のとおり、今後50年間で約295億円、年平均約5.9億円となります。

公共施設等の問題を考える上で、建築物のみならず、インフラ施設（道路・橋梁・公園・上下水道）の維持管理についても考慮する必要があります。これらインフラ施設は、社会経済活動や地域生活を支える社会基盤として、日常の交通機能等とともに、防災対策としても重要な役割を担っています。

同様に、インフラ施設をこのまま全て保有し続けた場合に必要な費用を一定の条件のもとで試算したところ、今後50年間で約307億円、年平均約6.1億円となります。

公共施設等の直近5年間における投資的経費は図7のとおりで、役場庁舎等を建設した平成26年度の公共施設（建築物）投資的経費を除き、年平均約6.3億円となっています。

■図7 公共施設等の直近5年間における投資的経費（単位：百万円）

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	※平均
公共施設（建築物）投資的経費	240	577	520	2,731	548	471
インフラ施設投資的経費	171	71	118	129	282	154
計	411	648	638	2,860	830	625

※各年度決算値、地方公会計財務諸表より集計

※平均 公共施設（建築物）投資的経費：平成26年度を除く4年間の平均

インフラ施設投資的経費：上記5年間の平均

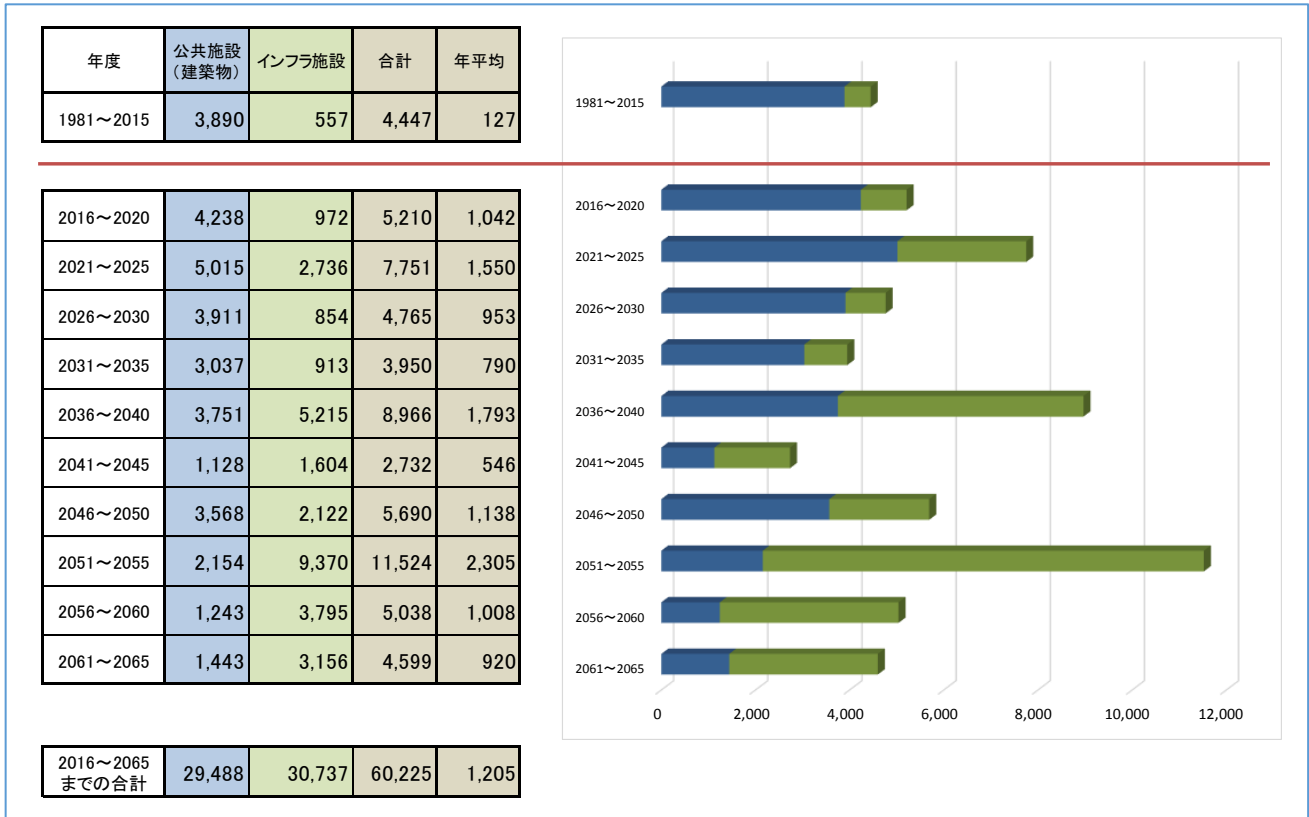
上記のとおり、公共施設及びインフラ施設の今後50年間の将来負担コストは合計で約602億円となり、年平均すると約12.1億円となります。また、公共施設については、この他に更新までの間に大規模改修や修繕の経費がかかることから、直近5年間における投資的経費の平均と比較しても大幅な増加が想定されます。さらに、建て替えに伴う古い施設の除却費用や、立て替え後も維持管理経費が必要となります。

また、人口減少を考慮した将来負担額の推計（図9）では、町民一人当たり負担額は2020（平成32）年の約8.3万円から2040（平成52）年の約22.9万円と約2.8倍へ負担が増加することになります。

このように、これまでの手法のままでは公共施設およびインフラ施設の全てを更新していくことが明らかに不可能であり、更新時期の分散化、あるいは管理手法の見直しが必要となります。同時に、将来を見据えた適正な施設規模についても検討する必要があります。

■ 図 8 将来の公共施設等の更新費用

(単位：百万円)



■ 図 9 人口減少を考慮した将来負担額の推計

(単位：人、円)

	2020年 (平成 32 年)	2025年 (平成 37 年)	2030年 (平成 42 年)	2035年 (平成 47 年)	2040年 (平成 52 年)
推計人口	12,050	10,931	9,840	8,807	7,850
年間平均必要更新額	10 億	16 億	10 億	8 億	18 億
町民一人当たり 負担額	82,988	146,373	101,626	90,837	229,299

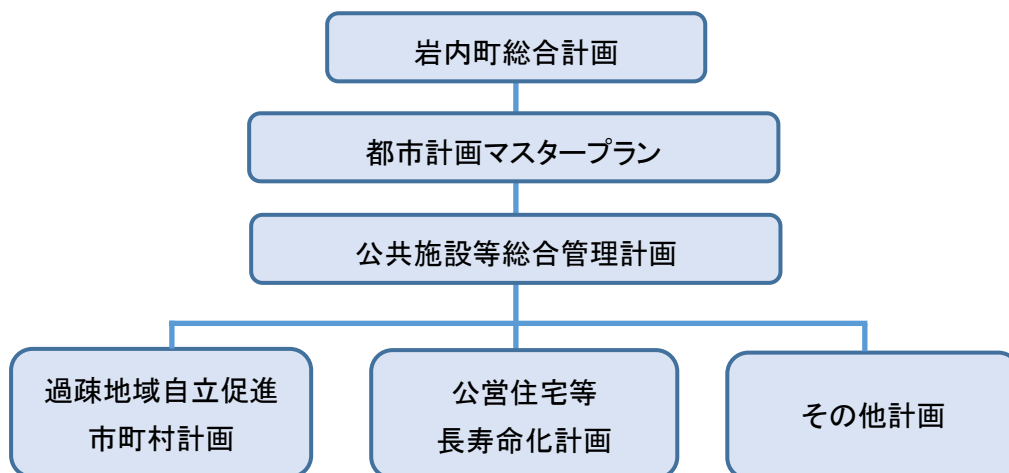
※推計人口：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2013（平成 25）年 3 月推計）」より

【更新費用の算出方法】

公共施設等が、それぞれの耐用年数に到達した年度に同様の規模・構造・延長で更新するものとしています。

5 適正管理に関する考え方

本計画は、「岩内町総合計画」を上位に位置づけ、公共施設等の現状と課題を統一的に把握し、本計画の基本方針を全庁的な取り組みとしたうえで、公共施設等の維持、保全等の管理を実施するための方向性を定めています。



(1) 計画期間

計画期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とし、今後の上位・関連計画や社会情勢の変化などの状況の変化に応じて適宜見直しを行っていくこととします。

(2) 取組体制

公共施設等のマネジメントにあたっては、関係職員で構成される会議にて、本計画の実施計画を策定の上、その方向性を検討し、総合的・戦略的に取り組みます。

(3) 情報の共有と管理

固定資産台帳・財産台帳を一元的な情報データとして活用するものとして、修繕履歴や建て替え等に関する情報を更新していくこととします。

(4) 公共施設等の維持管理に関する方針

① 公共施設（建築物）の維持管理の方針

- ・保有する公共施設の全体面積を、人口減少や人口構造の変化を見据え、縮減に向け取り組んでいきます。

- ・新規の施設整備事業については、単独施設の新規整備は行わず、施設の集約化・複合化、廃止・統廃合を基本とします。
- ・建築から一定期間を経過した公共施設は適宜点検・診断を実施し、建築から30年を超えるもので長期の活用が見込まれない場合は、廃止を基本とします。
- ・今後の財政推計を踏まえたうえで、重大な損傷や致命的な損傷となる前に予防的修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることでトータルコストを縮減します。
- ・施設によっては既に策定されている各計画を基本としながら、本計画との整合性を図り、必要に応じて適宜見直していきます。

②インフラ施設の維持管理の方針

- ・構造物の状態を客観的に把握・評価し、中長期的にコスト縮減を目指したアセットマネジメントによる取り組みを推進します。

※アセットマネジメント

損傷・劣化等を将来にわたり把握することにより、最も費用対効果の高い維持管理を行うための方法。

- ・人口減少や人口構造の変化を見据え、保有するインフラ施設の利用状況に応じて、廃止・縮小を進めます。
- ・公共施設と同様に、予防的修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることでトータルコストを縮減します。
- ・役割や機能、利用状況などに合わせ補修、更新の実施時期や最適な対策方法を決定するとともに、改修・更新にあたっては、優先順位を考慮しながら適正な維持管理を図ります。
- ・既に策定されている各計画を基本としながら、本計画との整合性を図り、必要に応じて適宜見直していきます。

③安全確保に関する方針

- ・日常点検や定期点検により劣化状況の把握に努め、危険性が認められた公共施設等については、利用状況や優先度を踏まえ、計画的な修繕あるいは廃止等を検討し、対応していきます。
- ・用途廃止した公共施設で、売却・貸付などが見込めない場合は、老朽化による破損等によって周辺環境・治安に悪影響を与えないよう、財政状況を勘案しながら取り壊しを進め、安全性の確保を図ります。

④長寿命化に関する方針

- ・今後も保持していく必要がある公共施設等については、定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、トータルコストを十分検討した中で、計画的な機能改善による長寿命化を推進します。

⑤耐震化に関する方針

- ・各公共施設の利用状況などを勘案し、避難所などを中心に耐震診断等を進め、利用者への安全確保を図ります。

⑥統合や廃止等の推進方針

- ・隣接する町村との連携など広域的な視野を持った検討を進める中で、利用状況、老朽化率、整備状況等を踏まえ、必要に応じた公共施設等の統合・廃止や規模縮小等を検討します。町全体または地区を対象とするサービス（機能）に対応する公共施設等それぞれの維持・効率化等の検討を推進していきます。

⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

イ) 町民との情報共有と協働体制の構築

公共施設等のマネジメントの推進にあたっては、町民が利用する公共施設等の規模等の縮小や廃止等も視野に入れての検討を伴うことから、町民の理解が必要不可欠です。

そのため、町ホームページ等を活用した情報発信を行い、町民からの意見・要望を取り入れながら、協働による公共施設等の維持管理のあり方について検討していきます。

ロ) 民間活力の活用体制の構築

PFI など、必要に応じて様々なノウハウを持つ民間事業者を活用し、施設整備、更新、維持管理、運営をより効果的かつ効率的に取り進めます。

※PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法。

⑧フォロー体制に関する実施方針

イ) 見直し

この計画の内容については、今後の財政状況や環境の変化に応じて、適宜見直しを行います。

ロ) 協議・検討

公共施設等の適正配置の検討にあたっては、議会や町民に対し情報提供を行い、町全体で認識の共有化を図ります。

6 施設類型毎の管理に関する基本的な方針

(1) 公共施設（建築物）に関する基本方針

①庁舎等

長寿命化を図ることを前提に、予防保全を踏まえながら、安全点検結果による事前の修繕等の対応を行います。

②福祉関連・子育て施設

法定・日常点検の適切な実施により施設の劣化・故障を早期に発見し、構造躯体に与える影響の度合いや、施設利用の安全性の観点により、適切な対応を図ります。

また、保育所については既に老朽化が進んでおり、施設の更新にあたっては統廃合や施設の集約化・複合化などを視野に入れながら施設の維持管理に努めます。

③産業

通常時の状態と異なる現象が生じていないか等、日常点検の中で確認を行い、その結果を踏まえ、適時適切な補修・更新等を行っていくことを基本とし、長寿命化を図ります。

④公営住宅

「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、市街地への建て替えを進めてきており、今ある公営住宅をできるだけ長く有効活用しながら、トータルコストの縮減や、更新時期の分散化、毎年度の事業費の平準化などに努めます。

⑤学校

全体的に施設の老朽化が進んでいるため、長期的な視点による効率的な維持管理を行い、トータルコストの縮減に努めます。また、学校規模の状況、児童・生徒数減少の動向、適正な学校区の設定等、諸条件を総合的に判断し、安全で快適な教育環境の整備を推進します。

⑥教員住宅

学校規模の状況、児童・生徒数減少の動向などにより、教職員の配置も大きく変わるため、保全の考え方により、計画的に修繕等を実施します。また、施設の更新にあたっては、民間事業者の活用も視野に入れながら、効率的な維持管理に努めます。

⑦社会教育施設

現況調査を行い、施設の劣化状況を把握した中で、修繕方法や実施時期を検討し、計画的に修繕・更新するよう長寿命化を図り、施設設備の安全確保にも努めます。

⑧体育施設

現況調査を行い、施設の劣化状況を把握した中で、修繕方法や実施時期を検討し、計画的かつ効果的に修繕しながら長寿命化を図り、施設設備の安全確保にも努めます。また、施設の更新にあたっては集約化・複合化なども視野に入れながら施設の維持管理に努めます。

⑨公園（公園内建物）

現況調査を行い、施設の劣化状況を把握した中で、修繕方法や実施時期を検討し、計画的に修繕・更新するよう長寿命化を図り、施設設備の安全確保にも努めます。

⑩集会所等

予防保全的な維持管理や修繕を実施し、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

（２）インフラ施設に関する基本方針

①道路

道路附属物個別施設計画や道路ストック点検、道路防災総点検等の各種計画及び点検に基づき、舗装、照明柱等は経年的な劣化に基づく適切な更新年数を設定し、更新することを検討します。施設の重要度や健全度等から優先順位を決め、計画的に修繕・更新等を実施します。

②橋梁

橋梁長寿命化計画や橋梁点検結果を基に、修繕方法や実施時期を検討し、計画的かつ効果的にトータルコストの縮減を図るよう、維持管理に努めます。

③公園（公園内遊具等工作物）

遊具等については、公園施設長寿命化計画に基づき、毎年度安全点検により安全確保に努め、事故につながるような老朽化対策や長寿命化などの適切な措置を講じます。

④上下水道

定期的な点検により施設の破損状況や劣化状況等を把握し、優先順位を考慮しながら、予防保全を前提とした計画的な修繕を実施し、長寿命化を図ります。

⑤河川

護岸等は点検結果により、施設の重要度や健全度等から優先順位を決め、計画的に修繕・更新等を実施します。

⑥港湾

維持管理計画書に基づき、施設毎に定められた時期に安全点検により安全確保に努め、事故につながるような老朽化対策や長寿命化などの適切な措置を講じます。

⑦海岸

海岸保全施設長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理を実施します。

岩内町公共施設等総合管理計画

平成 28 年 12 月発行
岩内町総務部総務財政課
岩内郡岩内町字高台 1 3 4 番地 1
TEL 0135-62-1011
FAX 0135-62-3465